

都市整備部分掌事務

都市計画課
・都市計画及びまちづくりに関すること。 ・開発指導に関すること。
北坂戸地区まちづくり推進室
・北坂戸地区の集約都市の推進に関すること。
住宅政策課
・空き家に関すること。 ・多世代同居・近居の補助制度に関すること。 ・建築確認申請など建築物を建築する際の手続に関すること。 ・耐震診断、耐震改修及び危険ブロック塀等の撤去に係る補助制度に関すること。
維持管理課
・道路、橋りょう、水路（水利団体等管理以外）及び都市公園の維持管理に関すること。 ・道路、水路境界に関すること。 ・道路、水路（水利団体等管理以外）及び都市公園の占用等に関すること。 ・道路照明灯に関すること。 ・レクリエーション施設に関すること。
道路河川課
・幹線道路及び生活道路の整備に関すること。 ・歩道の整備に関すること。 ・河川の整備、改修及び使用許可等に関すること。 ・道路及び河川等に係る用地の取得及び物件補償に関すること。
区画整理課
・区画整理事業に関すること。